

東北大学公共政策大学院

[令和4（2022）年度] 外部評価報告書

はじめに

東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会は、東北大学法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規第2条が、①法学研究科総合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（公共政策大学院）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項、②産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項、③産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項について審議し、研究科長に意見を述べることとし、内規第11条において報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部委員が、書面調査、学生へのインタビューを含む現地調査、対面による公共政策大学院教育課程連携協議会における意見交換等を経て提出した評価シートに基づいている。本年度は、公共政策大学院を対象として、令和5（2023）年2月28日（火）に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、公共政策大学院においては、公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会において原案（外部委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和5（2023）年4月

東北大学公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会

目次

評価項目 1～8	4
総評	1 2
資料	1 4

記載にあたって

- *それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。
- *便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

評価項目 1. 教育の実施体制（大変良い：3名）

【評価すべき点】

- 1) 全体として多角的重層的な体制で運営がなされているとの印象を持った。学生の満足度は総じて高いのではないかと推察する。
- 2) 教員と学生の数的バランスが良く、物理的にも教育の質の確保が図られている。また、教職のプロではない実務家教員に対する丁寧なサポートもなされており、充実した指導体制が構築されている。
- 3) 「FD 懇談会」といった、本音ベースで課題の洗い出し・改善に向けた議論が可能となる(と思われる)機会が設けられており、良い取り組みではないかと考える。
- 4) 夏季集中講座の充実化は、受講生の増加が示すように社会人学生の強いニーズの充足に貢献しており、とくに合宿形式の演習実施は「社会と大学院との連携」という本院に留まらない今日的な社会課題への具体的な取り組みとして高く評価できる。
- 5) 収容定員60名に対し、主要教員として専任教員15名（うち、実務家教員6名）、兼任教員5名の手厚い教授陣により、本大学院の特長である少人数教育が実践されていることは大きな魅力の一つである。東北大学の伝統であり強みである少人数教育を本大学院としてもセールスポイントとして強く打ち出し、優秀な学生の確保に活かしていただきたい。
- 6) 中央省庁からの実務家教員が6名配置され、また、2～3年ごとに受入れを行うことで学生が最新の公共政策上の課題に触れることができる体制がとられていることは、政策実務の教育において非常に有益であると思う。
- 7) 毎年度、「公共政策ワークショップハンドブック」を作成し、特にワークショップ I については各プロジェクト毎に年間の作業経過や進め方、成果について、課題や反省点等も含めて具体的に記載していることは、翌年度以降のワークショップのために学生、担当教員双方の大いに参考になるところと思われ、評価したい。
- 8) 多彩な教員の確保については、研究者教員と数年ごとに入れ替わる実務家教員がバランスよく配置されている。
- 9) 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む態勢については、FD 懇談会をはじめとする各種委員会が設置され、問題点の発見、分析及び改善が行われている。教育の実施体制において高く評価できるのは、ワークショップ I 運営委員会の活動である。同委員会では、各プロジェクトの企画段階から担当者間で情報共有がなされ、各プロジェクトの修了後に作成される報告書が翌年度の企画に生かされる

など、PDCA サイクルが適切に機能している。例えば「公共政策ワークショップハンドブック」の2020年度版と2022年度版を比較すれば、公共政策ワークショップⅠを通じて身につけることのできる「能力」の記載がより具体化されている（2020年度版 p.3、2022年度版 p.3）。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目2. 教育内容（良い：3名）

【評価すべき点】

- 1 0) 入学者選抜時点からカリキュラム編成に至るまで、「実務」と「理論」を両輪とする基本方針が貫かれており、卒業生の社会における能力発揮・戦力化が大いに期待できる教育内容になっている。
- 1 1) 口述試験における複数の面接実施委員による45分の受験者とのマンツーマン面接は、本院側の負担が大きいと思われるが、実社会での政策立案や遂行においては利害関係者との調整が必要不可欠であり、そのための高いコミュニケーション能力が求められることから、引き続き重要な選考機能としてレベルの維持・拡充を期待したい。
- 1 2) 実務教育の要となる「公共政策ワークショップ」カリキュラムの運営には、本院の人的資源や教育ノウハウが十二分に投入されていることから、対外的なPR・発信素材としても有効活用できるのではないかと。
- 1 3) 「公共政策ワークショップ」は、まさに理論と実務の融合を図る実践的なカリキュラムで、本大学院の最大の特長であり、魅力である。グループ作業の1年次を経て、2年次に学生が個々に自ら課題設定、調査をして政策提言をまとめるという段階的な学びも効果的であると思われ、コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力の育成を図る点も重要な取り組みである。今後も運営委員会等による丁寧なFD活動により、より充実したカリキュラムとして深化・発展していくことを期待したい。
- 1 4) 貴学会計大学院との授業科目の相互提供、(独)経済産業研究所との研究交流等により、法学、政治学系の科目以外の充実も図り、多彩なカリキュラムを提供していることは、幅広い分野にわたっている公共政策を学ぶ上で多角的な視点を養うために重要なことであると思う。

- 1 5) H31 年度入試から、国家公務員等を志望する学部生を対象に内部進学者特別選抜を新たに実施し、入学者の増と、これまでの合格者の全員が TA に採用されているように優秀な学生の確保につながっていることは評価に値する。
- 1 6) 社会人学生の確保に向けて、履修モデルの掲載や市町村議会議員向けの講座の開設等のほか、夏季集中講義を増やして学びやすい環境の整備を図るなど、様々な取り組みを行っており、社会人学生が毎年3～4人コンスタントに入学していることは評価できる。公共政策を学ぶ上では、多様なバックグラウンドを持つ者による視点・議論が非常に有益であり、社会人学生に限らず、今後も法学部出身以外の入学生など多様な学生の確保に努めていただきたい。
- 1 7) 入学試験の方法については、試験方法の工夫にとどまらず、社会人向けに学びやすい環境整備を行ったり、入試の成績優秀者を TA として採用し給与を支給したりするなど、継続的な改善の取組が行われ、その結果、近年では定員を満たすことができるなど成果をあげている。
- 1 8) 学生や社会からの要請への対応については、入学時のオリエンテーションの実施や講義終了後のアンケートが実施されている。
教育課程の編成及び政策実務教育の実施については、平成29年度の認証評価における指摘を踏まえ、実務政策学の設置等といった基幹科目の拡充を行うなど改善に向けた取組がなされている。しかし、シラバスの内容を見る限り、政策体系論と実務政策学の異同が十分明確ではない。

【今後の課題等】

- 1 9) 夏季集中講義を増やすなど改善が図られているが、本院として社会人が学びやすい学習環境・制度の創出がより一層必要ではないか。
- 2 0) 公共政策ワークショップにおいて、プロジェクト機関へのヒアリングや現場調査等を行う際には、相手方との折衝の仕方やビジネスマナーも学ぶこととなると思われる。職業人としての基本であることから、実践的な学びで学生がしっかりと身につけるよう指導いただきたい。学部卒の学生との差別化を図ることができるのではないか。
- 2 1) アドバイザー教員制度については、一人一人の学生、とりわけ1年次の学生が教員に随時相談できる体制が整備されている一方、相談時間帯や相談の実施時期（例：毎学期中間時点や学期末など）を学生に明示するなど、定期的・継続的な相談体制

を整備することが必要である。

評価項目 3. 教育方法（良い：3名）

【評価すべき点】

- 2 2) インターンシップ実習は、実社会でのリアル体験・体感を通して「自身の学びの方向性の確認」や「新たな政策課題に関する気付き」など、以後の本院での学びの有意性を高める大きな効果が期待でき、平成31年度からの正式単位化は高く評価できる。
- 2 3) インターンシップは、短期間にせよ、実際の実務の現場に入り、様々な経験ができる貴重な機会であり、就職後の姿や仕事を具体的にイメージできることにも繋がるため、ミスマッチによる離職防止の観点からも、多くの学生が経験することを期待したい。その意味でも、平成31年度から正規の授業科目とされたことは評価できる。
- 2 4) 授業形態の組合せと学習指導法の工夫については、実務面に重点を置いた科目と理論面に重点を置いた科目のバランスが取られている。また、インターンシップを正課科目として位置づけていることによって、学生のモチベーション向上が期待できる。
- 2 5) 主体的な学習を促す取組については、学生向けの24時間利用可能な施設整備や公共政策ワークショップⅠ・ⅡA・ⅡBにおける学生の自主的な取組の尊重などが評価できる。
- 2 6) 専門職大学院としての個別指導については、ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業が行われている。

【今後の課題等】

- 2 7) 一般企業におけるインターンシップの受け入れはハードルが高い実態にあると思われるが、本院のディプロマ・ポリシーやそれを具現化するための「公共政策ワークショップ」カリキュラムなどに対する理解を図ることで、公益性の高い企業での受け入れは可能ではないか。

評価項目 4. 学業の成果（良い：2名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 28) 当面の学習のアウトプットである評価結果(成績)に対する学生の関心は高いと想定され、評価の方法・項目・内容の周知と公平性の確保、成果に対する学生へのフィードバックが重要であり、それらに対する仕組みは概ね整っていると考える。
- 29) 学期末の筆記試験だけでなく、ワークショップの活動状況や質疑討論への参加状況等を成績評価に反映させていることは、実践的なカリキュラムを中核とする本大学院において適切な取扱いと思う。
- 30) ワークショップの成績評価について、担当教員（及び副査）と運営委員会の合議で決定することとしていることは、公正性の担保の観点から評価できる。
- 31) 学生の授業評価アンケートを単に担当教員にフィードバックするだけでなく、FDを通してカリキュラムや指導内容の改善に繋げていることは、非常に大事な取り組みであり、今後も継続していただきたい。
- 32) 学生が身につけた学力や資質・能力については、成績評価基準が共通化され、また成績評価に対する不服申し立て制度を設けるなど、適切な手続で成績評価が行われている。関連して、「現場性」を伴う科目についても、科目特性に見合ったかたちで成績評価がなされている。また、中退者も少なく、ほぼ全ての学生が終了するなど、修了認定が適切に行われている。

【今後の課題等】

- 33) 学業の成果に関する学生の評価については、毎学期定期的に授業評価アンケートを実施し、到達度や理解度が確認されるとともに、その後のカリキュラムや指導内容の改善につなげている。他方で、コロナ禍では従来型の授業評価アンケートの実施が難しく、また評価項目の一部見直しが求められるところ（例：オンライン授業は受講しやすかったか？）、コロナ禍での対応が自己点検報告書からは明らかではなかった。

評価項目 5. 進路・就職の状況（良い：2名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 34) 公益的使命を有する組織に多くの学生が活躍の場を求めている状況にあり、ディプロマ・ポリシーに則った能力を具備した人材輩出を通して、本院の社会的意義が明確になっている。
- 35) 修了生の過半が中央省庁や地方自治体など「公」に携わる職に就いていることは、

公共政策のスペシャリストの養成と供給が使命である公共政策大学院として評価でき、その割合を更に伸ばしていただきたい。

- 36) 就職先から修了生に対する評価を聴取するべく努力されていることは、非常に大事な取組みであり、修了生や学習成果について高い評価が得られていることは、本大学院の教育・指導の確かさを証明するものであり、大変喜ばしい。
- 37) 修了生による同窓会組織が在学生に対して就職相談等を行っていることは、在学生にとって心強く、直接的で効果的な就職支援となると思われるので、これからも充実させていっていただきたい。
- 38) 卒業（修了）後の進路の状況については、修了生は国家公務員・地方公務員や政府関係法人をはじめとして幅広く就職している。公務員のみならず、政党・地方議会議員や NGO・NPO といった公共部門にも人材を輩出しているところは公共政策大学院のミッションに適しているといえる。
- 39) 関係者からの評価については、個別的に意見聴取に取り組んでおり、修了生や学修成果に対してしばしば高い評価が与えられている。但し、そのような評価を導くにあたっては、何らかのエビデンスが示されることが望ましい。また、修了生による同窓会組織が自主的に立ち上げられ、法学部公共支部として法学部同窓会のネットワークに組み込まれている。

【今後の課題等】

- 40) 国土強靱化やエネルギー・食料安全保障など、国民生活に直結する公益性の高い企業・職種は広く存在しており、本院の学びを生かせるフィールドはこれまで以上に多岐にわたっているものと思料。進路・就職先の評価について、より広い捉え方が必要ではないか。
- 41) 就職先からは、本院修了生は法科大学院や法学部卒業生とは違う、という積極的評価が得られることが、本来、公共政策大学院としては必要であると思う。就職直後には、その分析・評価は難しいと思われるので、就職後 5 年、10 年後などにも意見聴取をし、本院ならではの実践的な学び、現場力を身につけることにより期待される活躍をする人材を送り出しているか、中長期的にみていく必要があるのではないかと。

評価項目 6. 管理運営（大変良い：1名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 4 2) 公共政策大学院としての意思決定・管理運営の独立性が相当程度担保されており、教育目的を達成するためのスムーズな事業運営が可能である。
- 4 3) 「公共政策ワークショップ」を重要カリキュラムと位置付けている通り、机上の理論に傾斜し立案された公共政策は画餅に帰すと思料する。同様にワークショップのフィールドも地方自治体や議会などに留まらず、多岐にわたる社会セクターとの連携をより一層進める必要があるのではないかと。
- 4 4) ワークショップ I においてプロジェクト機関と協力関係を結び、当該機関が抱える政策課題の解決策をテーマとすることは、課題の解決を目指す当該機関と、フィールドを持って研究・教育ができることとなる本大学院双方にとって非常に有意義なことであり、横手市のほかにもパートナーシップ協定の締結団体が増えることを期待したい。
- 4 5) プロジェクト機関に対するプレゼンテーションやフィードバックは、相手方に対する課題解決策の提示という意味のほか、学内関係者のみに対する発表・報告とはまた違った緊張感をもった成果発表の経験となると思われ、学生に対して高い教育効果が期待できるので継続していただきたい。
- 4 6) 管理運営体制の整備については、組織、規程の整備、構成員、各種委員会の構成等、適切に体制の整備がなされている。
- 4 7) 関係機関との連携については、東北地方の地方自治体などを中心とした協力・連携体制が適切に構築されており、特に「公共政策ワークショップ I」では課題の析出から解決案のフィードバックに至るまでのプロセスが整備されている。さらに近年では、秋田県横手市や宮城県仙台市など連携先が広がっており、学生の「現場性」を伴う学びの機会創出に大きく貢献しており、高く評価できる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 7. 施設・設備・図書等（大変良い：1名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 4 8) エクステンション教育研究棟の整備などにより、リアルな学習環境は良く整備され

ている。また、東北大学が有する教育研究資産の共有や、重要カリキュラムである「公共政策ワークショップ」の学習支援環境の整備も相当程度図られており、やる気のある学生にとっては十分な状況が構築されている。

- 49) 本大学院の教室やゼミ室等が集約されているエクステンション教育棟は、入退館管理システムが整備されており、学生が自習室やワークショップ作業室を24時間利用可能となっているほか、講義室は国際会議にも対応可、無線LANの完備など、施設の充実度は申し分ない。
- 50) 施設・設備の整備については、学生に常時開放されているワークショップ作業室を含むエクステンション教育棟、マルチメディア端末を備えた講義、無線LANの整備など、学生のニーズに合致した施設・設備が整備されている。
- 51) 図書資料の整備については、法政実務図書室やキャンパス間資料搬送サービスの整備のみならず、VPN接続を利用した電子ジャーナルのリモート利用など、コロナ禍においてもオフキャンパスの学修を可能にする資料閲覧の機会が提供されている。他方で、法政実務演習室の利用時間が附属図書館本館の開館時間やワークショップ作業室の利用時間と比べて短く設定されているところには改善の余地がある。

【今後の課題等】

- 52) 【Q】 ネットによる教育研究資産へのアクセスなど、コロナ禍や社会人学生の時間的制約などを踏まえた遠隔での学習環境の整備について記録に残す必要がある。
- 53) 法政実務図書室が、教員は24時間利用可能となっているのに対し、学生は平日は9時から19時まで、土日は13時から17時までとされていることは検討の余地がある。

総評

【評価すべき点】

- 5 4) 昨今の社会のあらゆる領域(政治・経済・文化・教育・コミュニケーション等々)における変質に伴い、これまで潜在的だったものも含め多様な価値観が世の中に表出し、既存の各種社会システムに対して影響を与え始めている。「公」や「公共」という概念、ひいては「公共政策」のあり方に対しても様々な考え方が世の中に広がり始めていると感じている。このような現況を踏まえ、これまでの概念やそれを前提とした政策・施策について、「変えてはならないもの」「変えなければならないもの」等の峻別が必要なステージに入ったのではないかと考えており、本院で教鞭を取られる先生方、そして「公」に対する高い志を持って本院で学ばれる学生のみなさんの存在と役割は極めて重要である。本院での教えと学びの先にあるものは、公共政策を通じた「国民の幸せな暮らしをベースにした我が国の持続的発展の維持」ではないか。その意味で、本学の教育体制や内容、方法等については、関連セクターとの連携等を含め、これまで以上に社会との繋がりを強く意識して頂き、不断に見直しをなされることを期待する。
- 5 5) 「公」を担う高度専門職業人の育成を使命とする公共政策大学院として、「理論と実践の融合」を旨とし、研究者教員と実務家教員を組み合わせた指導体制と、公共政策ワークショップという特徴的なカリキュラムにより「現場力」の習得を重視した教育を実施している点は、高く評価できる。今後も、PDCAサイクルにより不断の改善・充実を図り、最新の政策課題を取り上げながら、高い志を持つ卓越した人材の育成と、公共部門への就職支援に御尽力を願う。
- 5 6) これからの公共政策においては、理論やエビデンスに裏打ちされた政策を立案する能力は勿論のこと、国民・住民への説明責任を的確に果たし、関係者を巻き込んでいくような力も非常に重要になってくる。その意味において、本大学院が「政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナル」の育成を教育目的に掲げ、ワークショップ等の授業においてコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上にも重きを置いていることは非常に重要な取組みであり、高く評価できる。
- 5 7) 総じて、評価の全項目において期待される水準以上の成果を上げている。特に、I 教育の実施体制では、「現場性」を伴う科目の教育内容に関するPDCAサイクルが適切に機能している。また、VI 管理運営では、課題の析出から解決案のフィードバック

クに至るまでの地方自治体との連携プロセスが整備されていることや連携先が拡大しているところは特筆すべき取組である。

【今後の課題等】

- 58) 報告書全般を通して、取組状況についての認識やこれに基づいた評価を導くにあたってのエビデンスの提示が少なく（例：関係者からの評価について）、なぜそのような認識や評価を導いたのかについて、学外からの評価に耐えうるような日常的な根拠資料の作成と提示が求められる。

資料

令和4（2022）年度東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会委員（5名）

（外部委員）※五十音順、敬称略

佐藤 信康（一般社団法人 東北経済連合会常務理事事務局長）

中村 今日子（公益財団法人東北自治研修所長）

原田 久（立教大学法学部 教授）

（科内委員）

戸澤 英典（東北大学大学院法学研究科長）

西岡 晋（東北大学公共政策大学院長）

東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程
連携協議会に関する内規

制定 平成31年2月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第15条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

一 法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項

二 産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項

三 産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、次に掲げる者をもって組織する。

(法科大学院)

一 研究科長

二 法科大学院長

三 法曹としての実務経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

(公共政策大学院)

一 研究科長

二 公共政策大学院長

三 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団

体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等)のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

2 協議会の委員の過半数は前項第3号から第5号の委員とし、本学以外の者でなければならない。なお、第4号及び5号の委員については、構成員としないことができる。

3 協議会は、必要のあるときは、同条第1項に掲げる者以外を陪席させ意見、説明を求めることができる。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。議長は委員の互選により定める。

(委嘱)

第5条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第6条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は4年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員については、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

(開催時期)

第8条 協議会は、原則として隔年を目途に実施する。

(自己点検項目の構成)

第9条 自己点検項目は、第2条第1号から第3号までに定める事項に基づき、別に定める評価シートにより構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

(評価シートの作成)

第10条 法科大学院及び公共政策大学院において、前条に定める自己点検項目に基づき、自己評価報告書を取りまとめ、第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、

書面調査並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成する。

(外部評価報告書の作成)

第11条 第3条第1項第3号から第5号の委員が作成した評価シートを基に、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後確定させる。

(外部評価報告書の公表)

第12条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成31年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規（平成29年2月15日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年5月19日改正）

この内規は令和3年5月19日から施行する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この内規は令和4年1月19日から施行する。

附 則（令和4年3月18日改正）

この内規は令和4年3月18日から施行する。